

参考資料

権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	157
雑誌名	韓国工業所有権重要判例
ページ	115-117
発行年	1991
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014535

参考資料

1. 韓国の現行知的所有権法

1961 - 1990年特許法, 同実用新案法, 同意匠法, 1949 - 1990年商標法, 1986 - 89年著作権法, 1986 - 89年コンピュータ・プログラム保護法, 1962 - 1986年不正競争防止法

2. 台湾の現行知的所有権法

1944 - 1986年特許法 (実用新案, 意匠含む), 1930 - 1989年商標法, 1928 - 1990年著作権法, 1991年公正取引法 (不正競争防止と競争の保護という二つの規制原理から同法は構成されている)。

3. 韓国と台湾の工業所有権に関する行政訴訟関係規定

(1) 韓国特許法条文

第 162 條 (審決) ①審判は, 特別な規定がある場合を除き, 審決でこれを終結する。

第 167 條 (抗告審判の請求) 拒絶査定又は審判の審決を受けた者が不服があるときには, 拒絶査定謄本又は審決謄本の送達を受けた日から 30 日以内に抗告審判を請求することができる。この場合, 第 162 条第 2 項第 4 号の規定による対価の審決及び第 165 条第 1 項の規定による費用の審決に関しては, その対価又は費用のみに対する不服の抗告審判請求をすることができない。

第 178 條 (再審の請求) ①当事者は, 確定された審決に対して再審を請求することができる。

②民事訴訟法第 422 条 (再審事由) 及び同法第 424 条 (再審管轄) の規定は, 第 1 項の再審請求に関してこれを準用する。

第 186 條 (上告対象等) ①抗告審判の審決を受けた者又は第 170 条第 1 項の規定により準用される第 51 条第 1 項の規定による却下決定を受けた者が不服があるときに

は、その審決又は決定が法令に違反したことを理由にする場合に限り、審決又は決定謄本の送達を受けた日から30日以内に大法院に上告することができる。

②大法院判決で審決又は決定破棄の基本となった理由は、その事件に対して特許庁を羈束する。

(2) 台湾 1930 - 1980 年訴願法条文

第1条 (訴願・再訴願の提起) 国民は、中央又は地方官庁の行政処分が違法又は不当であるためにその権利又は利益を損なわれたと認めるときは、この法律により訴願、再訴願を提起することができる。但し、法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第2条 (行政処分) この法律で「行政処分」とは、中央又は地方官庁がその職権に基づいて特定の具体的事件について行なった公法上の効果を生じる一方的行政行為をいう。

②中央又は地方官庁が法令に基づく国民の申請に対し、法定期間内に行為をすべきにもかかわらず、行為をしなかったために国民の権利又は利益を損なったときは、これを行政処分とみなす。

第3条 (管轄1) 訴願、再訴願の管轄は、次のとおりとする。中央の「部、会、署」の行政処分に不服があるときは、原処分を行なった「部、会、署」に訴願を提起する。その裁決に不服があるときは、主管の「院」に再訴願を提起する。

(3) 台湾 1932 - 1975 年行政訴訟法条文

第1条 (行政訴訟の提起) 国民は、中央又は地方官庁の違法の行政処分によりその権利を損なわれた場合において、訴願法の規定により再訴願を提起してその裁決に不服があるとき、又は再訴願を提起してから3カ月以内に裁決がなかったとき、又は再訴願の裁決期間の延長後2カ月以内に裁決がなかったときは、行政裁判所に行政訴訟を提起することができる。

②権限を越えて行なわれた行政処分又は職権を濫用して行なわれた行政処分は、これを違法の処分とする。

③中央の各「院」に対して提起された訴願は、これを再訴願とみなす。

第28条(再審) 次の事情の一つに該当するときは、当事者は、行政裁判所に、その判決に対する再審の訴を提起することができる。

1. 法令の適用に明らかな誤りがあるとき。
2. 判決理由が主文と明らかに矛盾するとき。
3. 判決をした裁判所の組織が法律の規定に合致しないとき。
4. 法律の規定により除斥されるべき判事が裁判に参加したとき。
5. 裁判に参加した判事が当該訴訟について職務に違反し刑事上の罪を犯したとき。
6. 当事者の代理人に当該訴訟について判決に影響を及ぼす刑事上罰すべき行為があったとき。
7. 判決の根拠となった証拠物件が偽造又は変造されたものであるとき。
8. 証人、鑑定人又は通訳が判決の根拠となった証言、鑑定又は通訳について虚偽の陳述をしたとき。
9. 判決の根拠となった民事又は刑事判決及びその他の裁判又は行政処分がその後の確定裁判又は行政処分に変更されたとき。
10. 審理で考慮されていない重要な証拠物件を当事者が発見したとき。

4. 訳出された判例の出所(掲載誌)

(韓国)

「判例工業所有権法」(康東壽編著, 韓国特許庁, 1978年)

「工業所有権大法院判例集」(韓国発明特許協会, 月刊)

(台湾)

「専利争訟判決要旨選輯」(司法院第三庁編, 1988年)(目次I, 1)

「最高法院民・刑事裁判選輯5卷2期」(最高法院法律叢書編輯委員会編, 1986年)

(同I 2, II 1, 2, III 1)

「律師通訊」(1990年7月号)(同III-2)